

5 実践的な避難訓練の実施に向けて



避難訓練とは

地震、風水害、火山噴火等の自然災害や火災等の災害に備えて各学校で行われる安全指導の一つで、学習指導要領においては、特別活動〔学校行事〕の「健康安全・体育的行事」に位置付けられており、消防法においても実施について定められている。

従来は、教室からの避難開始と放送による指示、訓練日程の事前周知、教員による指示・誘導の前提等、形式的な訓練が多く実施されてきた。また、教職員の「避難させる訓練」の視点が重視されているとは言い難い状況にある。

避難訓練では、発災時には瞬時に危険回避行動を取り、安全な場所へ避難する力を児童生徒に身に付けさせるとともに、教職員は、自らの安全を図りつつ、児童生徒を安全に避難誘導する能力を身に付けることが必要である。

各学校においては、これらの能力を身に付けさせることができる避難訓練を計画・実施することが求められる。

避難訓練計画のポイント

- 前例踏襲で、形骸化していないか。
- 災害種別、発生時刻、活動場所・状況、停電、校舎損壊、管理職不在、悪天候等の様々な場面を想定した訓練となっているか。
- 過去の災害の記録や学校の立地条件等から、その地域で発生が予想される災害を想定したものとなっているか。（地域で発生した地震の記録については、「歴史地震記録に学ぶ防災・減災ガイド（愛知県防災局）」（右写真、P70の参考⑤からダウンロード可能）等を参考にするとよい。）
- 訓練後には客観的な振り返り（消防や警察による指導・助言も含む）を行い、マニュアル等の見直しに生かしているか。



★地震災害に備えた避難訓練について

避難に備えた準備例

〔管理面〕

- 校舎や設備の一部損壊を想定した準備
 - ・停電時の放送設備や電話・パソコン等の使用の可否や、予備電源等による使用可能時間等について、事前に確認・情報共有しておく。
 - ・放送機器が使用不能となった場合や屋外での指示に使用する拡声器を準備する。
 - ・窓ガラスが割れたり壁が剥がれ落ちたりして避難経路に飛散している場合、速やかに除去できるよう、廊下にテニスコート用ブラシ等を常備する。
- 状況に応じた第二次、第三次避難場所の選定（例 第一次：教室をはじめとした発災時にいた場所 第二次：校庭 第三次：学校の裏山）と、第二次避難場所から第三次避難場所への移動経路の安全確認（高層建物からの落下物等）

・避難場所の選定数

地震の場合は、建物の倒壊、地割れ、崖崩れ等の一次災害のみでなく、二次災害としての火災、堤防の崩壊による河川からの浸水、津波等も予想される。したがって、地域の実情に応じたあらゆる災害を想定し、避難場所を2～3箇所選定しておくことよい。

・学校の立地条件による選定

学校の校庭を第二次避難場所としている場合が多いが、立地条件によっては、必ずしも安全な場所とはいえない場合がある。次のような立地条件にある学校は、校庭以外の場所を選定することを検討する必要がある。

▽住宅密集地にある学校

木造住宅が密集している市街地は、火災発生の危険がある。

▽海岸地域にある学校

水害、津波の恐れがある。

▽山沿いや崖の上、崖の下にある学校

地割れ、山崩れ、崖崩れや地滑りの恐れがある。

▽埋め立てや盛り土の上にある学校

地割れ、亀裂、液状化、土砂流出の恐れがある。

▽工業地帯にある学校

二次災害として爆発や大火の恐れがある。

▼一方、校舎の耐震強度が十分にありと判断できる場合は、校庭に避難せず、校舎内に留まることも避難行動の選択肢の一つとして検討することも必要である。

・避難場所の選定条件

▽児童生徒の安全を確保できる広さのある場所

▽建物等が倒れても危険のない場所

▽周辺に火災が発生しても危険のない場所

▽近くに危険物の貯蔵所等のない場所

○災害種や発災時の状況別のマニュアルの作成

○防災頭巾やヘルメット（教員用ヘルメットは複数の色を用意し、ヘルメットの色によって役割を分担する実践例がある。）

○緊急地震速報受信音の活用（受信端末が設置されていない学校では、気象庁やNHKがHPで提供している緊急地震速報訓練用の映像・音声の使用を検討する。）

気象庁 HP <http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/kit.html>

NHK HP http://www.eewrk.org/eewrk_hochi-on/eewrk_hochi-on.html

〔教育面〕

○発災直後の初期動作として、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所への避難行動の徹底。

○状況に応じた避難場所及び避難経路を事前に確認しておく。

○机等の身を守るものがない場所では、安全な場所を探して混乱することが考えられる。日頃から、廊下や階段、体育館な



ど、机等がない場所で地震が発生した場合、どこが安全な場所か確認するよう指導しておくこと（例 廊下では窓から離れる。階段では踊り場へ移動する。体育館では中央へ移動する。傾斜地では斜面から離れる。）。

また、身を守るものがない場合は、小さく丸まり、頭部や頸部を手で押さえ（カバンや本をもっていればそれを利用する。）、いわゆるダンゴムシスタイル(前頁写真)をとることが望ましいことを指導しておくこと。

○余震が繰り返されることや、はじめの地震で地盤が緩くなり、少しの余震や少しの雨でも土砂崩れが起きやすくなること等、二次災害の危険性についても十分に指導しておくこと。

○初期動作を覚えさせることと、緊急地震速報音等でパニックになることを防ぐため、防災頭巾を被る、机の下にもぐる等の初期動作訓練を繰り返し行う。

○小学校高学年以上の児童には、可能であれば、近くの幼児や低学年児童を連れて避難することも考えるよう指導しておく。（異校種合同避難訓練を実施できるとよい。）



特別支援学校、定時制高校（夜間）において特に留意すべき事項について

〔特別支援学校・視覚障害〕

- 情報（視覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- 授業担当者は、安心させるように声をかけ続ける。
- 児童生徒同士で、声をかけあったり手を引きあったりして、協力して避難させる。
- 登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に声をかけて視覚障害者であることを告げ、周りの状況を教えてもらい安全な場所又は適切な機関への誘導を依頼できるよう指導しておく。

〔特別支援学校：聴覚障害〕

- 情報（聴覚情報）の不足からくる心理的不安を取り除く配慮をする。
- 聴覚障害による情報の不足を視覚メディア等で補う。（非常点滅灯、旗等）
- 登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に聴覚障害者であることを伝え、状況の説明と安全な場所への誘導を依頼できるよう指導しておく。

〔特別支援学校：肢体不自由〕

- 心理的不安を取り除く配慮をするとともに、障害の程度や発達段階に応じた安全確保の方法を取らせる。
- 安全な避難経路を確保する。（車椅子や移動補助器具への配慮）
- 併設、隣接施設（病院・訓練施設等）と連絡をとり、協力を依頼する。
- 登下校時等に災害が発生した場合に備えて、外出時には、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。

〔特別支援学校：病弱〕

- 直ちに児童生徒等の側に行き、安全を確保するとともに心理的不安を取り除く配慮をする。
- ベッドや車椅子からの転落、転倒を防止する。
- 周囲の人々に援助を求め、隣接病院に連絡する。

〔特別支援学校：知的障害〕

- 直ちに児童生徒等の側に行き安全を確保するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- 周囲の人々に援助を求め、指示に従い落ち着いて行動させる。
- 登下校時に災害が発生した場合に備えて、スクールバスの緊急時における避難場所を確保しておく。
- 登下校時等に災害が発生した場合に備えて、自力通学生は、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡を取るよう指導する。また、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。

〔定時制高校（夜間）〕

- ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電時のパニックを防止する。
- 的確に情報を伝え、生徒に被害の状況を周知する。
- 避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、避難経路を確保し、安全な場所に誘導する。

避難訓練をより実践的なものとするために

【A 時間帯・場面】や【B その他の条件等】を想定し組み合わせることで、地震災害に対する様々な状況での避難訓練の実施が可能となる。（P91～ 実践例を掲載）

【A】時間帯・場面

- ア 登下校中
- イ 授業中
- ウ 休み時間
- エ 部活動中



【B】その他の条件等

- ア 管理職が不在
- イ 緊急地震速報が鳴動後に発災
- ウ 停電等により放送が使えない
- エ 渡り廊下や非常階段の倒壊や火災の発生等により、通常の避難経路が使用できない
- オ 児童生徒あるいは教職員が負傷した
- カ 児童生徒が行方不明になった
- キ 液状化による噴砂、地割れ、陥没等によりグラウンドが使用できない
- ク 沿岸部の学校で、津波警報が発表された
- ケ 保護者への引き渡しを必要とする大災害

ブラインド方式による訓練の実施

○次頁から【A】、【B】を組み合わせた訓練の実施例を示すが、いずれの訓練を実施する場合においても、日時や訓練内容の一部又は全てについて予告しないで実施（ブラインド方式）することにより、より実践的な訓練とすることができる。ただし、ブラインド方式の訓練を実施する場合には、以下の点に留意する。

- 実施する場合は、日時や内容を予告した訓練を事前に実施し、児童生徒に基本的な避難行動や避難時の留意点を十分に理解させた上で行うこと。
- 予告しないで実施した場合、児童生徒が大声を出したり、慌てたりすることが考えられるので、教職員間でその際の指示事項や具体的な言葉かけ等について決めておくこと。
- 休み時間等に実施する場合は、校内の各所に教職員を配置する等、安全に十分留意して実施すること。
- 一切の予告なしではなく、日にちのみは知らせる実施、数日間の範囲を知らせる実施等、段階的に行うことが望ましい。

災害用伝言サービス活用訓練の実施

○被害が甚大となる災害発生時には、停電や電話回線が混み合いつながりにくい場合があるので、複数の通信手段を確保し、その使用方法等を児童生徒及び保護者に周知しておくことが望ましい。学校のホームページの活用や保護者へのメール一斉送信のほか、災害用伝言サービスも活用できるよう、訓練を実施しておきたい。

●災害用伝言サービスの種類

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービス〔各詳細については、下記「総務省 災害用伝言サービス」参照〕
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.htm

●災害用伝言サービスの体験利用日

- ▽毎月1日、15日
- ▽正月三が日（1月1日～3日）
- ▽防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ▽防災週間（8月30日～9月5日）
- ▽その他（電気通信事業者が設けている体験利用日、地域の防災訓練実施日にも体験利用可能となる場合がある）

●訓練の例

〈保護者→学校〉

学校の電話番号で学校の情報を登録しておき、各保護者がその伝言を再生する。

〈児童生徒→保護者、保護者→児童生徒〉

各家庭において、自宅の電話番号でお互いに伝言を登録・再生する。

